

中央会の主な事業等活動予定（3月）

平成25年2月15日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
■ 中小企業連携組織対策事業			
3/1	金	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：(協) 柏駅東口中央商店街連合	商業連携支援部
3/1	金	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：千葉総合卸商業団地 (協)	工業連携支援部
3/2	土	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：船橋市有価物回収 (協)	工業連携支援部
3/6	水	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：千葉カイロプラクティック (協)	工業連携支援部
3/8	金	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：送変電機器千葉 (協)	工業連携支援部
3/9	土	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：千葉県自動車車体整備 (協)	工業連携支援部
3/12	火	<u>組合後継者等育成事業（中小企業組合士交流会）</u> 対象：千葉県中小企業組合士会	経営支援部
3/13	水	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：浦安魚市場 (協)	商業連携支援部
3/19	火	<u>組合後継者等育成事業（女性経営者等交流会）</u> 対象：千葉県中小企業団体レディース中央会	経営支援部
■ 千葉県商店街若手リーダー養成事業			
3/5	火	<u>平成24年度 ふさの国 商い倶楽部 総会</u>	商業連携支援部
■ 千葉県中小企業連携強化推進事業			
3/13	水	<u>第9回内部検討会</u>	経営支援部
■ 団体支援事業			
3/6	水	<u>千葉県異業種交流融合化協議会 グループ活動支援事業</u> 実施グループ：水と環境に関するグループ研究会	工業連携支援部
3/12	火	<u>千葉県異業種交流融合化協議会 グループ活動支援事業</u> 実施グループ：IT経営活用研究会	工業連携支援部
3/12	火	<u>千葉県中小企業組合士会</u> <u>平成24年度 第2回理事会及び中小企業組合士交流会</u>	経営支援部
3/18	月	<u>千葉県異業種交流融合化協議会 役員会</u>	工業連携支援部
3/19	火	<u>千葉県中小企業団体レディース中央会</u> <u>平成24年度 第2回役員会及び女性経営者等交流会</u>	経営支援部
■ 理事会等の開催状況			
3/5	火	<u>平成24年度 第3回 正副会長会議</u>	総務部
3/15	金	<u>平成24年度 第3回 理事会</u>	総務部

このコーナーでは、連携組織の活性化に意欲的に取り組む県内の組合事例等をご紹介します！

事業の概要

補助事業名	平成23年度連携組織活性化研究会			
対象組合等	企業組合労協船橋事業団			
	▼組合データ			
	理事長	杉本 恵子	住所	船橋市高根台 6-46-2
	設立	平成 14 年 7 月	業種	介護事業・高齢者施設給食
	会員	33名（平成24年3月現在）		
テーマ	組合が提供するサービスの品質向上について ～仕事をする上での基本マナーについて～			
担当部署	千葉県中小企業団体中央会 商業連携支援部 (Tel. 043-306-3284)			
専門家	株式会社エム・アイ・エス・インターナショナル 木本 比路美			

接遇マナーの必要性

日本は高齢化社会となり、時代とともに家庭での介護から、高齢者福祉施設等を利用した介護へと変わって来ました。そのことを受け、施設利用者や、その家族と接する際に、マナーが必要と考える、高齢者福祉施設からの研修依頼が増えています。

研修の内容は多岐に渡っており、接遇マナーに始まり、産業カウンセラーの資格を活かしたメンタル面をケアする、ストレスコントロールまでを行っています。

社会人になると皆さんはまずマナーを学びます。しかし、残念ながら月日がたつと学んだことを忘れてしまいます。人と接した時、失礼にあたらない、不快にさせない、気持ちの良い接遇マナーを身に付けてみませんか？

基本的なことではありますが、ここからは仕事をするにあたり、接遇マナーや人と人とのコミュニケーションが大切であるというところを頭に置き、研修内容をご紹介します。話を進めて行きたいと思えます。

研修の内容

①仕事に対する意識

介護・医療に関しては、サービス業という意識が現場ではまだ低いように思います。介護に関して、多少施している気持ちがあるので、介護はサービス業であることの認識を高めたところです。

サービスの基本であるホスピタリティ（おもてなし）の精神を感じてもらい、一人でも多くの方に満足してもらえる介護サービスをするためにはどのような対応が必要か、ロールプレイ（場面設定）の中で他の人を見ながら自分自身の対応を振り返り、サービス対応の意識を高めて行きます。

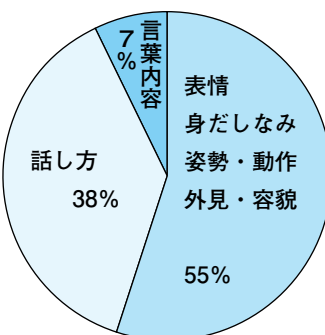
②大切なマナーの基本

五原則を学んで対人力アップ

- ①挨拶
- ②表情
- ③身だしなみ
- ④言葉遣い
- ⑤態度

参考として、ここでは第一印象が与える影響をご紹介します。

第一印象の決定要因



- 1) 視覚要因 ⇒ 55%
 - ・表情 身だしなみ
 - ・姿勢・動作 / 外見・容貌
- 2) 周辺言語 ⇒ 38%
 - ・話し方 (声のトーン・大きさ、滑舌、スピード、間 など)
- 3) 言語 ⇒ 7%
 - ・言葉、話しの内容

好印象の順序としては、右の円グラフのように、

- 一、外見（表情や身だしなみ）
 - 二、態度（姿勢・アクション）
 - 三、話し方（言葉遣い）
 - 四、話の内容
- の順となります。

しかし、どんなに外見が良くても、態度が悪かったり、話し方が横暴だったり、敬語も話せないようでは社会人として評価されません。

そこで、「マナーの五原則」すべてがトータルで要求されます。

①挨拶が苦手な人にとって自然にできるようにするには、発声練習や早口言葉がヒントになることがあります。

②表情は自然な笑顔は好印象を与えます。表情トレーニングをすることで、口角が上がり柔らかい表情に変わります。

③身だしなみは清潔感が大切です。

④言葉遣いに関しては、マナーの中で一番難しく、苦手な方が多いようです。年齢に合った自然な敬語を身につけて欲しいと思います。特に電話応対では感じのいい、機転の利く言葉遣いが望まれます。⑤態度は、心の状態の現れです。わが身を振り返り、悪い癖を直すことで、人が集まって来ます。

③ 日常の様々なマナーに関して、不安、疑問に思う点の質疑応答

マナーというものは知っているようで意外と知らないことが多いのです。また、知っていても本当にこれで良いのかと、不安に思うことも少なくありません。ここではそんなマナーの疑問に答えます。

④ 職場のストレスコントロール

モチベーションを維持していく

上で、人間関係が大きな要素になるので、参加者全員に職場でのストレスについて話してもらいます。悩み事や愚痴などストレスの根源は、自分自身の問題と捉えることに気付けるように対応します。ストレスコントロールのヒントを、それぞれの受講者に合わせて伝える職場でのモチベーションを上げるようサポートします。

⑤ まとめ

当日の話し合いの中で出てきたマナーに関してのポイントを、再度伝え体得していただきます。マナーは一度では身に付きません。繰り返すことが重要です。

自己分析 人間関係に必要な自己理解

短時間以外の研修には自己分析を入れております。学生時代の就活に受けた自己分析でない、社会人として役に立つ自己分析と思っ

て下さい。ストレスの原因は、人間関係で悩んでいる方が多く、ほとんどの方は自分を客観的に分かっていない、或いは見えていない。

自己分析を行い、本当の意味での自分の弱さ、強さを知ること、自分自身に自信が持てると思えます。

資料を使い、全員にカウンセラー的な立場からコメントをし「精神的な（言葉の）お守り」として差

し上げております。受講生の反響が大きく、依頼の多いカリキュラムの一つです



▲ 研修の様子

研修に関する目標

研修時間内に受講生とラ・ポール（信頼関係）を作り、表面上の研修でなく率直に話し合える、いいコミュニケーションが取れる事

を目指しています。自分自身が受講生の話を傾聴でき、共感、自己一致した上で厳しく研修し、終了後に受講生から「気が楽になり、明日からまた厳しい仕事でも頑張れます」という言葉が聞かれることを目標に研修しています。

おわりに

最近の高齢者福祉施設の研修では、接遇マナーに加え、ストレスコントロールの依頼を受ける事が大変多くなって来ました。ほとんどの職員が、施設で仕事をして行く上でストレスを抱えているようです。仕事上の問題は勿論ですが、同僚、上司、入居者、利用者、その家族とのコミュニケーションに悩んでいる方が多いように感じます。介護の現場は、ストレスを溜め過ぎると離職につながる可能性もあるので、ストレスが溜まる前に、コミュニケーションにより解消したいと思っています。研修をきっかけに、生き生きと仕事が出来ようになれば、相乗効果で周りの人々にも良い影響となり、すべてが良い方向へ動いてくれることを願ってやみません。

（木本 比路美）

テーマ 地場産業

生活体験施設に改修した廃校で観光客を集める

企業組合くれば

地域の思いを活かすべく、施設運営を企業組合にした事で一致団結して知恵を絞ることができた。多くの集客により地域資源を再認識し、改めて集結する事の大切さが分かった。

背景と目的

基幹産業である林業・茶業等の衰退により、人口もピーク時より半減するなど住民の町づくりへの意欲低下が懸念されていた。一方でこの地区には豊かな自然資源や伝承されている文化があり、今後の地域興しにおける重要なツールとして期待されている。旧川根町が島田市に編入合併した際、地域に交流施設を残すとしたことがきっかけとなり、平成19年には農村公園が整備され、20年には廃校が宿泊施設として生まれ変わるようになった。そこには「地元の人を集めるより、外から来る方が足を止めて地元人

と交流が生まれる場所を作りたい」という地元の思いがある。こうした施設管理の受け皿として当初は任意団体「ささま水土里学舎くれば」が結成されたが、農業や林業に従事する地元民と山村活性化を目指して活動していたNPOが協力して改めて「企業組合くれば」が設立された。

事業・活動の内容

「山村都市交流センターささま」は生活体験学習やスポーツ・文化活動を行うことのできる宿泊施設であり、現在は指定管理者制度による管理運営主体として、当組合が運営にあたっている。指定管理者を委託するにあたり中央会の指導を元に事業計画を作成し、組合員が一致団結して知恵を絞り実行した結果、平成22年度の宿泊者数延3,514人(行政が運営していた前年に比べ137%)、宿泊以外の利用者数延

13,301人(前年比172%)と大幅に増加させた。県外からの利用者は7%おり、地域の魅力を紹介し交流を図るといった目的を十分に果たしている。先に行われた島田市指定管理者評価制度による評価でも満点である三ツ星を頂いた。加えて集客数は増し、指定管理料は変わらないにもかかわらず、組合収支は黒字を出している。



教室を改装した宿泊部屋には二段ベッドが入り、林間学校の雰囲気を出す

活動の成果

組合員には、数々の体験メニューにおける講師や、イベント出展の売り子、宿泊者の食事提供や土産物購入などの仕事を生んだ。集客により地域資源の良さを再認識し、改めて地域で結集することの大切さを知ることとなった。



スタッフルーム
今も雰囲気の残る職員室を改装したもの

企業組合くれば

住所：〒420-0211
静岡県島田市川根町笹間上394番地
設立：昭和21年4月
出資金：400千円
電話：0547-54-0661
URL：<http://sasama.eshizuoka.jp/>
業種：農林物の生産、加工、販売
組合員：26人
従事組合員：15人(組合従業員15人)

組合 Q & A

電話での招集通知は有効か

理事会の招集については「書面」で通知せよとは規定していない。電話、回覧板での通知は有効か

組合関係法は、理事会の招集について会社法を準用し「一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合）あつては、その期間）前までに、各理事に対してその通知を発しなければならぬ」と定めています。そこで、「通知を発する」定款の方法が問題になります。

全国中央会・全振連の「定款参考例」は「理事会の日の一週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならぬ」と単に「通知を発し」「通知し」と規定し、「書面」によることを義務づけていません。

総会の招集に関する定款参考例の規定が「会議の議案の内容、日時、場所を記載した『書面』を組合員に発してするものとする」と書面による通知を義務づけているのと

は対照的です。

総会の招集に「書面」とあり、理事会には「書面」の文字がないことから、理事会の招集通知は電話でも回覧板でもよいと解されます。

さらに、一定期間前に通知をしなければならぬのですが、法律は、理事全員の同意があればこの手続を省略することができるかと規定しています。

総会の招集の法規定

組合関係法は次のように規定しています。
「総会の招集は、会日の10日前までに、会議の目的、定款で定められた方法によらなければならない」

【問題】

総会で任期満了の役員選挙をしました。すぐに理事会を開催して代表理事を選びます。なぜ、すぐ理事会を開催できるのか疑問です。事前の招集通知が必要ならば、事前に当選者がわかっていることになるからです。

この答が「招集手続の省略」にあります。総会で選挙↓当選理事に理事会

の開催を口頭で通知↓招集通知の省略の同意を得て↓理事会の開催となるわけです。この招集通知の同意を得る方法については、特に規定はなく、電話でも有効とされています。

最後に、総会の招集通知を回覧板で行ったケースについて東京地裁の判決は「回覧板での総会招集では、たとえ各組合員が在宅していても、詳細かつ正確に総会の内容を了解することは困難で、書面を送ったのと同視することはできないから違法である」と言っています。総会の招集は「書面」が組合員の手元に残らなければいけないようです。

ポイント

★「書面」の規定がないなら理事会は電話で可

中小企業組合理事のための Q & A

清水透著・2010年5月25日（新訂）
第1版第1刷発行より転載。

● ◎ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。（トップページ▽中央会の出版刊行物）

組合士検定にチャレンジ!!

Q. 定款・規約に関する正誤問題です。

【第1問】 組合の「規約」は軽微な変更も含めすべて総会の議決事項である。

【第2問】 組合の監事には、原則として業務監査権が付与されている。ただし、組合員数が1,000人以下の組合にあつては、定款で監査権限を会計監査に限定することができる。

【第3問】 組合の「地区」は定款の絶対的必要記載事項で、主たる事務所の所在地を市区町村単位で規定しなければならない。

《解答》【第1問】×（規約の軽微な変更については、定款で総会の議決を要しないと定めることができる。その場合には、変更内容の組合員に対する通知等についても規定しなければならない。「軽微な変更」とは、内容について実質的な変更を伴わないものである。）
【第2問】○【第3問】×（組合員としての資格を有する者は、組合の「地区」内で事業を行う者である。「地区」は組合員の資格を規定する定款の絶対的必要記載事項である。したがって、「地区」は、組合の事務所の所在地を定めるものではない。）

テーマ

荷受から納品まで自社単独実施による輸入青果流通への進出

協同組合ネットワーク千葉 組合員企業

株式会社根本運送

本会では、「中小企業新事業活動促進法」に基づく中小企業者の「経営革新」への挑戦、取り組みを支援しています。

このコーナーでは、本会の会員組合の中から、自社の創意と熱意が込められた「経営革新計画」の策定にチャレンジし、千葉県知事から承認された企業事例をご紹介します。

経営革新計画とは？

「経営革新計画」とは、「中小企業新事業活動促進法」に基づき、中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス展開などの取り組みと具体的な数値目標を含んだ3年から5年の「ビジネスプラン」のことです。この計画を千葉県に申請して承認を受けると、政府系金融機関の低利融資、信用保証の特例、特許関係料金減免等の他、ちば中小企業元気づくり助成事業（市場開拓助成／新商品・新技術・特産品等開発助成）の対象となります。

申請のしやれしほ。

当社は、平成22年に設立30年を迎えた一般

貨物自動車運送事業者で、一般的な物品から青果・医薬品・化粧品に至るまで、多様な貨物を取り扱っています。

お客様にとつてのベストソリューションを提供するために、物流戦略のベストパートナーであり続けるために、当社としては、更なる飛躍への挑戦を進める必要があると考え、市場の拡大が今後期待される輸入青果の国内運送の事業に進出することを計画しました。

テーマ及び内容は？

1. テーマ

『荷受から納品まで自社単独実施による輸入青果流通への進出』

2. 計画期間

▽平成23年3月～平成26年3月（4年計画）

3. 付加価値額の上向

▽計画終了時の目標伸び率

4, 448千円（6. 4%）

4. 内容

荷受から食品関係事業者の配送センターへの輸送までの各段階を自社で一括受注する。

新たな取り組みの特徴は？

【これまでの問題点】

輸入青果の流通においては、まず商社等が海外に品物を発注し、エンドユーザーである食品関係事業者が荷受け、検品、分類、梱包、輸送を運送業者に発注しています。従来、これらの作業については、

(1) 作業のすべてを受注運送業者が単独でこなすことができない。

(2) 自社で対応できない作業は外注に頼らざるを得ないため、作業工程全体を通してのスケジュール管理、コスト管理、配車管理を徹底できない。

(3) 食品関係事業者側が組んだ納品スケジュールに運送側が合わせざるを得ない。

などの問題点がありました。

【新しい取り組みの特徴】

そこで当社は、以下の自社の強みを活用することで、

- (1) 一万三千坪の自社所有地（成田空港近くの更地）を活用し、冷蔵倉庫、管理作業施設などの施設整備が可能。
- (2) これまでのJAとの継続的取引関係により、青果を取り扱う能力（不良品のより分け、素早い玉揃え作業、青果を傷めない梱包など）を蓄積している。
- (3) 205台という非常に多くの車輛を自社で保有しているため、配送計画を立てる際に柔軟性をもって臨むことができる。

青果流通作業を一括受注することが可能となり、さらには、青果流通作業を当社が一括して受注することにより生じる、

- (1) 作業工程全体を通してのスケジュール管理ができる。
- (2) コスト管理を自社で徹底できる。
- (3) 多くの自社保有車両を駆使した確実な配送計画に基づく納品先到着時刻・荷捌き後の発車時刻を厳守できる。
- (4) 作業の無外注化とこれまでに培ってきた高い青果取扱能力に基づいて、他社よりも素早く作業を完結できる。

といった効果により、食品関係事業者のニーズに応えることができるようになることにも、当社は輸入青果の円滑な国内流通に寄与することができま

輸入青果流通のための作業について

	作業内容	従来の担い手	当社の取り組み
1. 荷 受	輸入青果の荷受	運送業者（元請け）	全ての作業を一貫して受注。自社で業務の管理運営、コスト管理等を徹底できる。
2. 検 品	抜き取りによる検査	加工業者	
3. 保 管	冷蔵倉庫で保管	加工業者	
4. 玉揃え	気温と湿度が管理された作業室内での規格による仕分作業	加工業者	
5. 梱 包	仕分けされた規格ごとに梱包	加工業者	
6. 保 管	冷蔵倉庫で保管	加工業者	
7. 出 荷	配送先ごとに出荷	運送業者	
8. 配 送	冷凍車両で配送	運送業者	

◎従来、複数業者が携わっていた輸入青果の流通作業について、荷受から配送まで、当社が一括して受注する計画。

今後の事業展開は？

自社保有地における必要な設備（倉庫、冷蔵庫等）の整備、従業員の新規採用等による実施体制の整備、食品関係事業者への新事業PRを進めて、新事業の顧客獲得を図る計画です。

社長さんの一言

当社は、今回2度目の経営革新計画の取り組みです。前回については、成田空港対応の航空貨物専用の物流センターの建設とセンター要員の雇用についての計画でした。計画も順調に推移して、現在では複数個所ある物流センターの中心的部署になっており物流センター運営の要になっております。今回は、既存のA地点からB地点の輸送だけという事ではなく、お客様の商流のすべてを請け負い、複雑な流通経路を一本化してコストの削減を図り、お客様との信頼関係の構築によって経営に貢献できる物流企業を目指す事で、安全・安心な企業体質の確立を図りたいと思っております。

中央会から

経営革新に意欲的な方を是非ご紹介下さい。組合員企業の本気の挑戦を本会が応援します。◎経営革新計画に係る相談は、本会経営支援部まで。☎043-306-3282

企業プロフィール

- 組 合 名：(協) ネットワーク千葉
- 企 業 名：株式会社根本運送
- 代 表 者：根本 勝雄
- 所 在 地：香取市本矢作1122-3
- 電 話 番 号：0478-59-1511
- 資 本 金：30,000千円
- 従 業 員 数：270名
- 業 種：一般貨物自動車運送業
- E-mail：会社HP（問合せフォーム有）
- U R L：www.nemoto-trs.co.jp
- 承 認 年 月 日：平成23年2月28日
- 支 援 機 関：千葉県中小企業団体中央会

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

平成25年1月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要 【前月からの動き】

前月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は6から4に減少。「減少した」業種は5から8に増加。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は12から5に減少。「減少した」業種は8から16に増加。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は5のまま変化なし。「悪化した」業種は12から10に減少。

前年同月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は3から6に増加。「減少した」業種は7のまま変化なし。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は4から5に増加。「減少した」業種は17から15に減少。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は2から4に増加。「悪化した」業種は20から14に減少。

製造業

しょうゆ製造

【県内全域】

例年通り低調であった。

豆腐製造

【県内全域】

輸入大豆は燃料高騰で値上がり、国産大豆は引き続き高値止まり、商品価格への転嫁を各店が行わなければならぬときが来ている。

製材

【県内全域】

仕事量の増加傾向が見込まれる。合板類の値上げのペースが速まっている。

製材

【木更津】

米材の原木輸入を永年3回/年として続けてきた。しかし、木皮の削り手間から、半製品(加工品)を輸入する組合員が出てきた。

印刷

【県内全域】

1月の受注売上は、前月と比し若干悪化。年末・年始休暇を9連休とした企業も多く、その後の3連休を含めた場合に1月の稼働日数は19日となり、結果として多くの会社は売上を落としたようだ。

生コン製造

【県内全域】

需要は回復しており、需給のタイト化が見込まれる。各地域で値上げの動きがある。

電気鍍金

【県内全域】

株高、円安の影響で幾分経済環

境が上向く材料が出てきたかと、一過性であろうか引き合いが出てきたが、本格的な経済環境の改善には至っていないのが現状。

鉄工

【千葉】

全体として依然厳しい状況に変わりない。しかし、政権交代後の円安・株高を背景にムード一変する中で、自動車関連等明るい兆しが出始めた企業もあり、今後の伸展に期待大。

機械部品製造

【野田】

正月で一服、下旬より建設業界に明るさ、他業界も期待感。期待感によるものか、見込み生産在庫が少し出来てきている。

機械部品製造

【流山】

急激な円安は、燃料費等の値段が高騰し、コスト増加につながり企業負担は大きい。

機械部品製造

【柏】

アベノミクスによりマインドは明るくなった(大きな変化点であり、チャンス)。しかし、受注ペーシは低調かつ中小企業には厳しい状況が続いている。この一年が機会として捉え、挑戦(積極経営、営業を推進)するのが重要。

金属製品製造

【船橋】

年末までの状況と比較すれば、

好転の傾向も出てきている。

【採石】

東京湾岸の港湾整備事業の増加を期待。特に、東京オリンピックの招致が決まれば東京港周辺の整備が促進され、資材の大幅な需要に期待が持てる。

【土砂採取】

採掘量は全体的には昨年より約14%減であり、引き続き県内全体の骨材の需要は減少傾向が著しい。主要顧客の生コン各社の出荷は頭打ち感があり、昨年対比微増が見込まれ、生コン市況（価格）も供給過多はあるものの少し上昇気味との報告がある。

また、震災復興工事等の特需により出荷量は、対前年比約20%程度増加で、洗砂・山砂の在庫数の減少が当分続く傾向にあるとの報告がある。

非製造業

【総合卸売】

【千葉県・東京都】
【日用雑貨】インフルエンザの流行から、使い捨てマスクの出荷が増加。2月以降も花粉対策としての需要増が見込まれる。

【食肉卸売】

牛の市場価格が好転した。

【建築材料卸売】

新政権のパフォーマンスで期待感が拡がっているが、荷動き自体は停滞。輸送力不足、作業員不足で工事に支障。東北及び全国的需要の伸びに対し県内実態需要は低迷前年割れとなっている。セメント仕入価格は横這いだが末端売価が低下。中間流通は苦しんでいる。

【自動車解体】

円安傾向とスクラップ価格の持ち直しが続く、雰囲気は少し明るさあり。廃車発生台数は少ない。

【乾物卸売】

消費低迷状況は変わらず。新海苔入札相場は、前年に比べ全国的に上物が弱含み。景況を反映しての動きのようだ。昨年に比べ生産量は増加しており今後の海況次第だが、相場は弱含みになりそうだ。

【小売】

福袋を中心とした初売りは前年より良かったが、高額商品は相変わらず売れていない。中旬以降、寒い日が続き、客足の上がり早い。

【電気機器小売】

12月に引き続き1月も大変厳しい。先月より商品の動きがない。LED照明だけが良く動き、他の商品は動きが鈍い。

【青果小売】

前半はまあまあスタートであったが、中旬、下旬に2回の大雪となり、流通面と入荷面で大きく影響が出た。これを境に注文が減り、最終的には売上と利益がとれなかった。

【中古車仕入・販売】

円安による相場の上昇、成約率のUPが顕著になっている。又、円安による輸出の増加により更なるタマ不足に。今後も相場は高値で推移するものと思われる。

【小売】

寒かったので、冬物商品の動きは良かった。食品等は若干減。野菜関係の値上がりあり。ファッション関連は、重衣料が好調。バーゲンの盛り上がりは今一つ。実質、正月よりバーゲンになっている。

【小売】

福袋売上で好調な新年を迎えたが、中旬の大雪以降、来店客数が激減し、散々な年明けになった。

【印鑑小売】

店売りは微増だが、営業売上が前年と比べ大きく減少。

【小売・サービス】

正月の出足は良かったが、14日の雪の日を境に、その後の来街者数が極端に減った。後半に期待したがそのまま悪い状況に変化なし。

【建設揚重】

稼働率は前月同様で好調が続いているが一部で不足傾向あり。価格はスポットで上昇傾向にあるが、基本ベースは上昇に至っていない。

【遊覧船】

例年になく強風が多く、欠航が多くて落ち込んでいる。

【一般廃棄物処理】

11月に低迷した景気も12月に少し巻き返しホッとしたのも束の間、1月は11月より厳しい結果に。

【学習塾】

冬期講習が終わり、中学受験生と高校受験生が、早々と合格した者から退塾が開始する時期。

【ソフトウエア】

政権交代がプラスになるか？現状は多少好転してきている感あり。

【建設】

当連合会加入組合員の受注額は、5,831百万円であった。前月比で420百万円の増加、前年同月比でも1,590百万円の増加。

【貨物運送】

前月比、前年度比共に減少した。少しずつ回復しているが、好調とはいえない。

【輸出入】

商業四団体合同新春講演会 開催

商業四団体（千葉県商店街連合会・畔高敦司会長、千葉県商店街振興組合連合会・石戸新一郎理事長、千葉県共同店舗協議会・中村秀朗会長、千葉県商業協同組合協議会・土屋利夫会長）は2月1日、千葉市内のホテルにおいて合同新春講演会を開催した。



商業四団体合同新春講演会

基調講演として、特定非営利活動法人アンプの齋藤一成理事長による「進化を続ける100円商店街とその導入による商店街の活性化について」と題した講演が行われ、続くパネルディスカッションでは、齋藤理事長のほか、芝山団地商店会の高村清太郎会長、箕面商工会議所・中小企業相談所の秋田英幸所長の3名をパネリストに迎え、中小企業診

断士の伊藤大海氏によるコーデインナーのもと、「各地での100円商店街導入を成功させるための工夫について」をテーマに、商店街活動の活性化について熱心な議論が展開された。

続いて催された賀詞交歓会では、千葉県の森田健作知事をはじめとする多数のご来賓にご臨席いただく中、魅力あるまちづくりを目指す県下の商業関係者による積極的な情報交換が行われた。

組合決算講習会 開催

本会は2月4日、千葉市内において、平成24年度組合決算講習会を開催した。

本講習会では、関係法令に基づく適正な決算処理がなされることを目的に、「組合の決算手続き」と題し、税理士の古知潔先生による講義が行われた。



組合決算講習会

会（新春セミナー）を開催した。今回のセミナーは、「顧客から支持され続ける『ダントツ組織（ビジネス）』への変革！～あなたの好きなお客様だけを集めるソーシャルメディア活用術とは？～」と題し、(株)ウィズダム・デザイン代表取締役の白鳥友康氏による講演が行われ、主に、ソーシャルメディアの実践活用術として、フェイスブックを使った集客やブランディングのノウハウについて解説いただいた。

参加者からは、「フェイスブックに興味はあったが、ここで始めようと考えました」、「知らなかった事が沢山あってとても参考になった」、「フェイスブックとツイッター、ブログがリンクして同一記事の投稿が簡単に出来ることがわかって良かった」、「した方が…と二の足を踏んでいたが、やる必要性」が明確になった、「一つの投稿から『いいね！』をもらうとどのくらい広がっていくのかがよくわかったので、活用していきたい」などの声が寄せられ、質疑応答では大変熱心な質問が飛び交うなど、新春セミナーに相応しく活気あるセミナーとなった。

女性経営者等交流会 開催

本会は2月7日、千葉市内のホテルにおいて、千葉県中小企業団体レディース中央会との共催により、平成24年度女性経営者等交流



女性経営者等交流会（新春セミナー）

金融懇談会 開催

本会は2月12日、(株)商工中金千葉支店において「平成24年度第2回金融懇談会」を開催した。

同懇談会には、本会から藤原専務理事、今関事務局長をはじめ15名が参加、また(株)商工中金からは佐々木千葉支店長、関原松戸支店長ら9名が出席した。

情報交換を主題に開催された同懇談会では、本会から「組合の設立状況」や「平成24年度千葉県における中小企業労働事情について」の報告を行い、(株)商工中金からは「最近の金融情勢」のポイントについての報告がなされた。

最後に、情報・意見交換として、

「組合金融の問題点」について、中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針、中央会推薦貸付制度等についての情報交換が図られた。

中小企業団体情報連絡員会議 開催

本会は2月19日、千葉市内のホテルにおいて、平成24年度情報連絡員会議を開催した。

今回は、冒頭二部構成によるリレー講演の形式を採り、最初に三井住友海上火災保険(株)千葉支店千葉第一支店の君冨則行中央会担当課長より、「貸倒損失をリスクヘッジ！」国内倒産動向と取引信用保険等の最新情報」をテーマに、続いて、三井生命保険(株)千葉支店の小林誠法人推進部長より、「三井生命保険(株)のビジネスマッチングについて」と題し、それぞれ講演が行われた。

次に、本会より「情報連絡票集計結果報告」についての発表を行い、出席した情報連絡員間における、個別具体的な情報交換を図った。会場からは、それぞれの業界の動向等について、昨今の厳しい経済情勢を反映した内容の声が寄せられるとともに、今後への期待や要望といった声も数多く聞かれた。



情報連絡員会議

千葉県中小企業団体事務局責任者協会

千葉県中小企業団体事務局責任者協会（楢貝孝二郎会長▽千葉県貿易協同組合常務理事）は2月20日、千葉市内のホテルにて、第6回通常総会を開催した。

議案審議では、①平成24年度事業報告及び決算報告承認の件、②平成25年度事業計画（案）及び収支予算（案）承認の件、③会費の賦課徴収方法決定の件の3つの議案が上程され、いずれも原案通り承認可決された。

続いて、中央会の組合事務局強化事業により「組合運営研究会」が行

われ、事例研究として、千葉県コンクリート製品協同組合の神子勇参事より「事務局責任者が果たすべき役割と永年の実践状況」と題する発表が行われた。

神子氏からは、これまで20年超に亘って「組合員の発展」及び「組合の活性化」のために取り組んでこられた内容（新製品開発、ISO認証取得、助成事業の活用等）とともに、混迷の時代こそ志高くとこれからの事務局責任者が果たすべき役割等について熱くお話いただいた。

その後、事務局責任者協会主催の全体交流会では、会員相互の緊密な情報交流の伸展が図られた。



組合運営研究会

経済産業関係 平成25年度税制改正の主なポイント

経済活性化のための税制措置 (緊急経済対策関係)

◆研究開発税制の拡充

- ◇総額型の控除上限の引上げ（法人税額の20%→30%）（2年間）。
- ◇特別試験研究費（控除率12%）の範囲に、一定の企業間の共同研究等を追加。

◆生産等設備投資促進税制の創設（2年間）

- ◇生産等設備への年間総投資額が減価償却費を超え、かつ、対前年度比10%超の場合、機械・装置の30%特別償却又は3%税額控除。

◆所得拡充促進税制の創設（3年間）

- ◇給与等支給総額が対基準事業年度（平成24年度）比5%以上増、かつ、平均給与が前年度以上の場合、当該支給増額について10%税額控除。
- ※雇用促進税制を拡充（税額控除額：20万円/人→40万円/人）。

◆教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設（3年間）

- ◇祖父母等から子・孫名義の口座等に教育資金を一括拠出した場合、1,500万円を非課税。

等

地域経済を支える 中小企業の活性化

◆事業承継税制の拡充（27年1月施行）

- ◇雇用8割以上維持要件を緩和（「5年間毎年」→「5年間平均」）。
- ◇親族外承継を対象化するとともに、役員退任要件を緩和（代表者退任要件に）。
- ◇利子税の引下げ（現行：2.1%→0.9%）、納税猶予期間が5年超の場合、5年間の利子税を免除。
- ◇民事再生、会社更生、中小企業再生支援協議会での事業再生の際には納税猶予額を再計算し一部免除。
- ◇その他、債務控除方法の是正や事前確認制度の廃止。

◆商業・サービス業・農林水産業活性化税制の創設（緊急経済対策関係）（2年間）

- ◇商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等が、事業の活性化に資する建物付属設備・器具備品を取得した場合、30%特別償却又は7%税額控除。

◆中小企業の交際費課税特例の拡充 (緊急経済対策関係)（1年間）

- ◇600万円まで90%損金算入→800万円まで全額損金算入

等

車体課税の抜本的見直し

以下の方向で抜本的な改革を行い、平成26年度税制改正で具体的な結論。

〈自動車取得税〉

- ◇二段階で引き下げ、消費税10%の時点で廃止。
- ◇消費税8%段階で、エコカー減税の拡充などグリーン化を強化。必要な財源は別途措置。
- ◇消費税10%段階で、自動車税について、自動車取得税のグリーン化機能を踏まえつつ、グリーン化機能の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、環境性能等に応じた課税を実施。他に確保した財源と合わせて、地方財政には影響を及ぼさない。

〈自動車重量税〉

- ◇エコカー減税制度の基本構造を恒久化。
- ◇消費税8%段階で、財源を確保して、一層のグリーン化等の観点から燃費性能等に応じて軽減する等の措置。今後、グリーン化機能の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、環境性能に応じて課税を検討。
- ◇道路の維持管理・更新等のための財源と位置づけ、自動車ユーザーに還元されるものであることを明らかにする方向で見直し。

等

エネルギー需給の安定と 資源確保への万全の対応

◆グリーン投資減税の対象設備の拡充等 (緊急経済対策関係)

- ◇太陽光・風力発電設備の即時償却延長。コジェネ設備の即時償却対象化（2年間）。
- ◇中小水力発電設備、定置用蓄電設備、省エネ設備（LED照明、高効率空調等）を30%特別償却（中小企業は7%税額控除）の対象に追加（3年間）。
- ◇コジェネ設置に係る固定資産税の課税標準を設置から3年間、6分の1軽減（2年間）。

◆省エネリフォーム促進税制の拡充・延長 (投資型：5年間、ローン型：4年間)

- ◇投資型について、高効率空調、高効率給湯器及び太陽熱利用システムの設置工事を追加。

◆減耗控除制度の拡充・延長（3年間）

- ◇海外減耗控除制度について、
 - ①国内鉱業者要件の見直し（海外で鉱業を行っている者も対象に）
 - ②海外自主開発法人への出資比率や国内への鉱石引取比率を実態に合わせて引下げ
 - ③対象鉱種をレアメタル、レアアース等にまで拡大

等

◆印紙税の見直し（26年4月施行）

- ◇受取証書の免税点（3万円→5万円）。

復興特別所得税の源泉徴収のあらまし (平成 25 年 1 月以降の源泉徴収)

平成 23 年 12 月 2 日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成 23 年法律第 117 号)が公布されました。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、**平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し**、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

(注) 租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。

1 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の 2.1%相当額とされており、復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて源泉徴収することとされています。

実際には、次のとおり、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税と復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額を徴収し、1 枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。

(注) 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収については次の 2 により行います。

【源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額】

$$\text{支払金額等} \times \text{合計税率}(\%)^{(*)} = \text{源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額}^{(注)}$$

(注) 算出した所得税及び復興特別所得税の額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

※1 合計税率の計算式

$$\text{合計税率}(\%) = \text{所得税率}(\%) \times 102.1\%$$

※2 所得税率に応じた合計税率の例

所得税率 (%)	5	7	10	15	16	18	20
合計税率 (%) (所得税率 (%) × 102.1%)	5.105	7.147	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42

※3 具体的事例：報酬・料金として 888,888 円を支払った場合(所得税率 10%の場合)

$$888,888 \text{ 円} \times 10.21\% = 90,755.4648 \text{ 円 (1 円未満切捨て)} \Rightarrow 90,755 \text{ 円}$$

(支払金額) (合計税率) (算出税額) (源泉徴収税額)

2 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収

給与等については、平成 25 年分以後の源泉徴収税額表に基づき、所得税と復興特別所得税の合計額を徴収し、1 枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。

(注) 平成 25 年分以後の源泉徴収税額表は、国税庁ホームページに掲載しています(税務署からも年末調整を行う時期に配布する予定です。)

3 年末調整

給与等から源泉徴収する税額は、所得税と復興特別所得税の合計額となっておりますので、年末調整も所得税と復興特別所得税の合計額で行います。